



広報「湯谷」



今月の話題は、 「自転車利用者の交通事故防止」 「悪質商法に注意」

危険です ながらスマホで 踏むペダル ～自転車を安全に利用しよう～

◎自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があります。

○ 道路交通法の改正

令和6年11月1日に改正道路交通法が一部施行となり、自転車の危険な行為である「**酒気帯び運転**」と「**携帯電話使用等**」の罰則が整備されました。

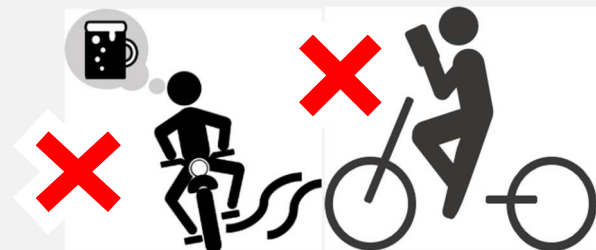
○ 自転車利用の安全利用に向けた啓発動画

世代に応じた自転車の安全利用に向けた動画を作成し、YouTubeの愛知県警察公式チャンネルで公開中です。

○ 自転車月間

毎年5月は自転車活用推進法により、自転車月間が定められています。

自転車交通事故の特徴や事故防止方策をそれぞれ考え、自らの安全を守るため、自転車の安全利用促進に努めましょう。



「悪徳商法に注意！」

◎契約は納得してから！

「絶対に儲かります」などと甘い言葉で勧誘し、未公開株や社債の取引、ファンドへの出資等の名目で高額な金を振り込ませ、配当がないばかりか、実際には投資の運用実態すらないといった詐欺的な被害が増加しています。

また、家屋の屋根等の点検を口実に不要なりフォーム工事を高額で行う点検商法や、不用品回収を謳って訪問し、貴金属などを安値で買い取っていく訪問購入業者の相談も後を絶たない状況です。

悪徳商法の被害者にならないように注意しましょう。

◎行楽期は山での道迷いや負傷事故が多発します。安全対策を十分行った上、登山してください。

能登瀬駐在所

加藤 貴久

